

ウバソク戒經の問題

土橋秀高

佛教で在家の戒經をひろりと、五・八・十善の夫々の戒について若干部をかぞえられる。經名からいうと五戒相經と五戒威儀經もあるが、この二つは中國編集である。そうしてすぢの通つたものはこのウバソク戒經だけである。小論では、この經は譯出經典であるか、經典の結集意圖はどこにあるか、などについて少し述べてみよう。

望月辭典には梵名とチベット名をあげているが、甘珠爾目錄にはこの經はみあたらない。おそらく漢譯經名からの擬題であろうとおもわれるので、いまのところ梵本はないものとみなしてよい。譯經について出三藏記集卷九には河西の地で曇無讖が四二六年に譯したことを記録している。歴代三寶紀をはじめそれ以後の經錄も同様であるが、曇無讖の譯經には異論がある。出三藏記集と梁高僧傳とはよくあうので望月辭典もそれによつているが、それには方等大集經二九卷・方等大雲經四卷・方等王虛空藏經五卷・海龍王經四卷・金光明經四卷・悲華經十卷・菩薩地持經八卷・菩薩我經八卷・菩薩戒

本一本・優婆塞戒經七卷と涅槃經四十卷があげられる。海龍王經は現藏本は竺法護譯で讖譯は缺本である。大集經は大集部經典の前部を占めるもので大部結集への過渡的なもの。虚空藏經はその一部の虚空藏品であろうがこれだけが別行されている。大雲經は大方等無想經六卷のことで、開元錄、貞元錄には第一譯として大方等無相經五卷竺佛念譯とあるが疑問がもたれる。讖が梵本將來の頃はあたかも結集の過程にあつたかとおもわれる。金光明經も後に眞諦、耶舍崛多譯の七卷二十二品本と五卷二十品本とが出て合部金光明經七卷に集成されるような増擴過程にあつた經典である。悲華經は第四譯であつて、梵本・チベット譯とよくあう第二譯の八卷本よりふえていることからおしても、これまた動ける經典である。地持經は瑜伽論菩薩地の別行本であり、善戒經となつてふくんでゆく論である。菩薩戒經八卷は地持經の重出、菩薩戒本は後人の附托と考えられる。涅槃經は初め十卷の前分を將來し、ついで餘品を干闥にもとめ、さらに後分を求めるべく西

行して疑をもたれて王のために殺された話で有名である。このように讖の譯出經典が未完乃至結集過程のものばかりということは、あとでふれるこの經の内容の不整備ということ、考えあわせて、その成立を讖の譯出よりあまりはなれない時期に想定し、また卷數の不統一・用紙數の差という外相や組織内容からおして經の前半と後半とに成立時期の間隔を考えてみなければならぬこととなる。

そこで卷數と紙數についてみると、卷數には五・六・七・十卷本の別がある。大體七卷・十卷の二系統があり、内典・靖邁の二録だけが六卷本をあげる。紙數は七卷系に八二紙と一三一紙とがあり、十卷系は一五四紙或は一三一紙となる。これは必ずしも年代による別と考えられず、どう解すべきかむつかしい問題である。かりに雜品第十九(卷六)を寫すスタイン本の十卷本によると、その卷末に「用紙十七張」とある。これで全十卷をおすと一七〇紙となり、一五四紙という明佺錄の數もこれに類するもので、唐代標準寫經よりやゝ大文字の寫本であつたのでないかとおもわれる。それにしても六卷本の八二紙と七卷乃至十卷本の一三一紙とでは約五十紙のひらきがあるので、同量の經の寫本とみるわけにはゆかない。大正藏經の一段は一六乃至一七字二九行で標準寫經十七字二八行の一紙分に略々相當するが、この經は全七卷一二五段であるから一三一紙に應ずる。この割でいうと八二紙は大正藏

で第十九雜品末までとなる。そこでつぎに果して内容の上で段層があるかどうかをみなければならぬ。

ウバソク戒經		地持經		善戒經	
I	1 集會品	1 種性品	2 善行性品	2 善行性品	2 善行性品
	2 發菩提心品	2 發菩提心品	3 發菩提心品	3 發菩提心品	3 發菩提心品
	3 悲品	8 力種性品	9 菩提力性品	9 菩提力性品	9 菩提力性品
	4 解脫品	17 菩提品	18 三十七助道品	18 三十七助道品	18 三十七助道品
	5 三種菩提品	7 無上菩提品	8 菩提力性品	8 菩提力性品	8 菩提力性品
	6 修三十二相業品	8 力種性品	9 菩提力性品	9 菩提力性品	9 菩提力性品
	7 發願品	5 建立品	5 三三十八種好品	5 三三十八種好品	5 三三十八種好品
II	8 名義菩薩品	4 眞實義品	5 眞實義品	5 眞實義品	5 眞實義品
	9 義菩薩心堅固品	3 自利他品	4 利益内外品	4 利益内外品	4 利益内外品
	10 自利他品	2 攝品	2 攝取品	2 攝取品	2 攝取品
	11 自他莊嚴品	10 戒品之餘	優波離問菩薩受戒法	優波離問菩薩受戒法	優波離問菩薩受戒法
	12 二莊嚴品	16 供養習近無量品	17 供養三寶品	17 供養三寶品	17 供養三寶品
III	13 攝取品	9 六度各品	10 六度各品	10 六度各品	10 六度各品
	14 受戒品	9 施品	9 施品	9 施品	9 施品
	15 淨戒品	16 息惡品	16 息惡品	16 息惡品	16 息惡品
IV	16 息惡品	17 供養三寶品	17 供養三寶品	17 供養三寶品	17 供養三寶品
	17 供養三寶品	18 六波羅蜜品	18 六波羅蜜品	18 六波羅蜜品	18 六波羅蜜品
	18 六波羅蜜品	19 雜品	19 雜品	19 雜品	19 雜品

V		20 淨三飯品	
		21 八戒齋品	
		22 五戒品	
VI		23 戸波羅蜜品	10 戒品
		24 業品	
VII		25 羸提波羅蜜品	11 忍品
		26 毘梨耶波羅蜜品	12 精進品
		27 禪波羅蜜品	13 禪品
		28 般若波羅蜜品	14 慧品
			15 慧品
			12 忍品
			13 精進品
			14 禪品
			15 慧品

みぎの表は關連經典たる地持・善戒二經との對比である。

ウバソク戒經は六方禮の在家倫理を六波羅蜜にひきあげようとして菩提心を強調し、受戒法をのべ、淨戒・息惡・供養三寶の三品で戒の功德を讚嘆する。そのあと六波羅蜜で結んで、とくに雜品ではさきの悲品で出家には出來ず在家のみがなしうると指摘した在家の施について詳説する。つゞく淨三皈・八戒・五戒・六波羅蜜の諸品は中に業の面から戒を論ずる業品があるが要するに前説の重出である。現藏本によるかぎり雜品に流通分はなく、般若波羅蜜品にみられるが、これは雜品にも移しうるような短文である。また對比經典に照してもわかるように業品のほかは受戒品より六波羅蜜品までの低調な重複にすぎない。そこで七十二紙寫本からおして十九品經を第一期のものとみることも識譯出の事情にかんがみて

可能である。ところが歴代三寶紀に十卷とし、スタイン本の北魏乃至北齊寫經も十卷本であり且つ明佺錄の十卷一五四紙をうらすけることができる以上全二十八品はかなり古くからあつたことがわかる。一方靜泰錄・內典錄には七卷八二紙とあるから、別に十九品經の存在をみとめねばならぬ。この八二という數字は誤りであろうか。また八二紙と一三一紙、云いかえれば十九品經と廿八品經との併存ということになると兩者が識譯とは考えられないので廿八品經は譯出後の増補と考えられる。しかし前後の部分に變つた調子はみられないので増補説は弱く、「八二紙」は疑問としてゐる。

みぎに外相の問題にふれたので内容に入るが、この經は善生經と異名されるごとく善生長者を對告衆とする。おなじく長者に對して説かれ十住毘婆沙論がとりあげている郁伽長者經とくらべるとよく似ている。それには長者の發問によつて出家・在家の菩薩行が對説され、三皈・五戒・十善・家の過患としての世の八法を示し、ついに九千の長者が出家する。さらに出家菩薩の蘭若行と在家地にて出家戒を學ぶ法を説いて所謂在家出家の菩薩戒經を結んでいる。この經にも發菩提心品をのぞく各品の結句に出家の菩提心を發すは易く在家は難であることがだめおしに説かれているが、だから出家せよというのではなく、あくまで在家の自重をうながすためのもので、ウバソクとしての獨自性に立つている。このことは

各處にあらわれる。第三悲品―出家の悲行は難でないが在家は悪縁あつて難かしい。しかも悲なくしてウバソク戒は得られない。出家は檀波羅蜜にかけるところがあり、一切時に一切を施しうる在家にして六度を具足しうる、と在家の優位性を主張する。第十自利々他品―在家がなければ出家を支えるものがないとして在家菩薩の利他的立場を高く評價する。第十一自他莊嚴品―地持經の八報説をうけて自利々他を可能にする八法をのべるところで、五に財寶多饒をかぞえ菩薩が財寶を求めるのは衆生調伏のためであるとす。財物は郁伽長者經では世俗の八物捨離の内容となり、こゝでは悲用の面から積極的に肯定される。第十三攝取品―ここでも財物の如法守護、衆生攝化への利用が示される。第十九雜品―勝財あれば勝果ありとして、布施行における財の正しい位置づけをする。このほか經は六方禮經へのつながりをたえずたもち、世俗の立場をはなれず、いたるところに世俗への關心がもられてゆく。たとえば第十一自他莊嚴品・第十三攝取品の六和敬の戒、つまり家庭乃至社會倫理としてウバソク戒が意義づけられるが、この精神から受戒品にならべあげる戒相や、攝取品の三寶物貸與といったことも理解されるべきである。

さてこの經の内容はすでにあげた全品の表示でわかるように、全く地持經を素材として成り立つ。地持經はいうまでもなく瑜伽論の菩薩地のなかの尸羅品であつて、つまり菩薩比

丘戒經であるといつてよい。ウバソク戒經は素材をそれにかり、善生經の六和敬法を菩薩法として莊嚴したものである。

善戒經は地持經の増廣本で求那跋摩譯であり、地持經はウバソク戒經と同じく譚譯である。殆んど同時期の譯出であつて、内容からいうと地持より善戒の方がウバソク戒經に近いようである。善戒經は地持經の異本であつて出家菩薩戒を説くが、よほどウバソク戒經に近ずいて在家に關心が示されている。ここには地持の後にウバソク戒の刺戟をうけて善戒の増廣をみたとするか、善戒の在家への關心をさらに進展してウバソクのための独自の戒經があらわれたとみるか、まことに微妙なつながりがある。出家八重・在家六重を考えてみても、善戒經のウバリ問菩薩受戒法（ウ）には出家八重の解説があるが、ウバソク戒經では自明のこととして出家八重在家六重とのみある。これでは善戒が先行するようであるが、一方在家六重は受戒法（ウ）に解説なく、ウバソク戒經受戒品の説を前提として見るようにみえる。このように六重八重説については相互々係をなしているようで、前後判定はむづかしいが、地持・善戒が多少在家に關心を示していると云え出家菩薩戒經である點はかわらない。そうしてそれとともに時代を同じうして在家菩薩戒經があらわれたという事實だけはみとめられる。かくて次の段階には出家在家の兩菩薩戒を統攝するものとして梵網經があらわれることになるのである。

以上にふれた外相と内相からウバソク戒經の性格を一言で云えば獨立せる在家菩薩戒として唯一の經典ということになる。いましばらくその特色を次の五項にまとめてみよう。

A 原始聖戒蘊からの系譜

長部の一、梵網經から十三、三明經までの各經に所謂聖戒蘊がとかれ戒律の原始的なものとされる。こゝから廣大な律藏が展開してゆくのであるが、菩薩戒でも同じ推移をたどっている。まず大小乗の戒分別を説く涅槃經ではまだ大乘戒の戒相はまとめられず、如來性品四之一に現斷肉を制するところ、同四之四に經律の所制をあげるところ、さらに聖行品七之一に性重・息世譏嫌の二戒をのべるところに雜然とならべられているものがそれである。この經で受戒品に六重廿八輕戒という在家菩薩戒相を説く直前に、この聖戒蘊につながる五戒ならびに諸惡事の遠離をかゝげる。これは原始的な聖戒蘊を根幹として比丘あるいは菩薩比丘の戒相が出てくるように、在家菩薩戒も聖戒蘊によりどころを求めて等同の地位を確立せんとしたものである。

B 制戒に即する超戒的立場への展開

尸波羅蜜品に、戒にして波羅蜜なる菩薩の尸羅は、輕重の戒を等しくみてしかも少戒をも犯さないものであると説く。また業品には十善業を舊戒としての十善戒と戒の攝なるものとに分別する。そうして先は善業の思惟力による如法戒で、

後は他に從つて得るものという。つまり自誓受的な舊戒としての十善と從他受の客戒とをならべている。これらは戒條を越える精神主義的な戒觀をしめすもので、このように超戒的な態度を各所にみることができ。受戒品に、三皈法をうければ五戒を受けざるも優婆塞と名くといふ、三皈を受け一戒を持つものは一分、二戒は少分、三戒を受けて一戒破れば無分、三四戒は多分、五戒は満分であると、あえて五戒に拘泥せざることがのべられる。この説はうけるところがあるので、僧祇律卷九に優婆塞者三皈一分行少分行多分行滿分行隨順行此法是名優婆塞とあるによる。そうして瓔珞經にもうけつがれる。淨三皈品には三法に皈し已れば戒は受けずとも、一切の惡を斷じ善を修し、家にあつて如法に住するので優婆塞とするという。また三皈なくして戒は得られないというものに對して、善來得戒を例として反論する。さらに八戒齊の場合も同じで、具受しないと齋とは云えないが善と名ける。そうして邪見を受けず説かず、正見を信受し説き正法を修行するといふ點からウバソク戒の受持をみとめている。このよるな鮮やかな具體的な超戒説は他に例がなく、從他受という戒律の正統の立場を拒否するのではないが、より一歩進んでやゝもすれば形式的な閉塞的な僧伽の情性を超えて戒律の精神をあかし立てようとした氣概がうかがえる。

C ウパソク戒の自主性

郁迦長者經は在家戒を説くが、出家へとみちびかれて九千の長者は彌勒菩薩等によつて出家している。流通分に經名を列べて、在家出家の菩薩戒經といつてある。これに對しウパソク戒經は全くことなる。三皈・五戒・八戒・十善戒は決して出家のためのものではない。三・五・八・十を超えて善法の五陰成就に持戒の意義をみとめ、あえて三を要とせず、五・八の全分にも執らわれない。こゝに在家独自の戒觀がある。とすれば世間善に墮し、所謂世戒として満足するかというにそうではない。それは出家戒にながらず戸波羅蜜とし菩薩戒として意味づけられる。在家菩薩戒としてのウパソク戒經の面目がこゝにあらわれる。

D 世俗的立場の抱容

これも郁迦長者經をひきあいに出すことによつてはつきりうかびあがる。世の八法を修道の患惱としてしりぞける彼と、その俗法たる財寶を利他行として莊嚴するこの經との差異である。施波羅蜜を成就するものは在家のみであるとの提言、自利々他具足法としての財寶多饒、雜品における勝財、さらに攝取品では三寶物貸與による利潤や財物六分の稅取などの説、また雜品に亡者への追福をのべて病者教化・醫方にまで及ぶ構想は世俗的立場の抱容を極度に擴充したものとはいへる。

E 在家律儀の確立

出家菩薩戒經たる地持・善戒には菩薩受戒儀が説かれる。在家菩薩戒經たるウパソク戒經にも独自の受戒作法がはじめてみられる。受戒品に 諸啓・問遮・請師承事・受三皈羯磨・戒相(五戒・六重・廿八失意罪)・讚戒と受戒儀の様式が整つている。但し六ヶ月間出家の智者に親近承事して後、和合衆僧二十人の白羯磨によつて作法をなすこととするのは、在家の限界を示し在家は出家の指導をあおぐべきであるとする。しかも在家の受戒にあたり二十人羯磨という作法、出家受具の十人僧に對應する取扱いをうけるということは在家のおどろくべき地位向上と云わねばならない。ウパソク戒經が在家独自の地位をきずいたことは戒律史上特筆されるべき一項目である。

上來五項目をもつてこの經の特色をみたが、最後に經の傳譯流布について言葉をそえてみたい。出三藏記集卷二にはこの經に列べて同じく讖譯として菩薩戒優婆塞戒壇文一卷があり、歷代三寶紀卷九も同じく、寶唱錄にもあるといつてゐる。さらに同紀卷十三に十卷本と戒本一卷と菩薩優婆塞戒壇文合一卷とがある。戒壇文・戒本は大正藏にはなく詳細不明であるが、式又摩那に受六法壇文・比丘尼の大比丘尼壇文があるから、これに準ずると戒壇文は羯磨文乃至受戒儀であろう。一方在家菩薩戒については次の記録を注意してよい。

優婆塞威儀經一卷 出三藏記集卷四(五五・二四中)

在家菩薩戒一卷 〃 〃 (〃・三三下)

在家律儀經一卷

抄優婆塞戒受戒品一卷 南齊竟陵文宣王所抄

抄優婆塞戒受戒法一卷 出三藏記集卷五(五五・三八上)

注優婆塞戒三卷 文宣王法集錄第七帙 出三藏記集卷十二

(五五・八五下)

内典錄卷四(〃・二六三上)

天保寺集優婆塞講記第四 受菩薩戒集六集のうち

文宣王集優婆塞布薩記第五 出三藏記集卷十二(〃・九三上)

優婆塞戒經受戒品箋要一卷 智旭述 諸宗章疏錄卷一

優婆塞戒經受戒品 修驗聖典第一編、諸經要集之内

みぎの在家菩薩戒經・在家律儀經は缺本で詳細不明であるが、南齊の文宣王に受戒品の別行や注書さらに布薩記があつたこと、これは四分律行事鈔が文宣王撰布薩儀にふれているのとあいまつて、當時までにこの経を中心として在家の戒法が盛んに行われていたことをものがたつてゐる。さらにスタイン本のなかに六朝乃至初唐筆寫の雜羯磨(擬題)があり、これについては別稿で本文と解説を記載するはずであるが、そのなかにウパソク戒經受戒品を引用した在家羯磨文がおさまつてゐる。このように六朝乃至初唐にはかなり重視されてきたこの経も、それ以後明代に智旭の注書があるのみで殆んど

影をひそめてしまつた。これは梵網経が出家在家共通の菩薩戒經として學界を風靡したからである。梵網経に大乘戒の主流をうばわれ、日本においても盛行した形迹はなく、彼の優婆塞にちなんでも修驗道で受戒品を用いる程度でとゞまつたのである。

1 大野法道「大乘戒經の研究」に十善經として六、五戒經として三、八戒經として一をあげる

2 長井眞琴「根本佛典の研究」と大野法道「大乘戒經の研究」による

3 佛教大辭典二二七頁上

4 大正五五・六四下

5 歷代三寶紀卷九(大正四九・八四上―中)には承元六年(四二八)とあつて二年後となり少しことなる

6 梁高僧傳三(大正五〇・三三六上)の讖傳 法經錄卷五(大正五〇・一三九中)武周錄卷六(大正五〇・四〇四下)、こゝでは承玄元年となつて三寶紀をうける)開元錄卷四(大正五〇・五一九下)貞元錄卷六(大正五五・八一六下)などみな讖譯とする

7 出三藏記集卷二(大正五五・一一中)同卷一四(大正五五・一〇三中)歷代三寶紀卷九(大正四九・八四上、中)梁高僧傳卷二(大正五〇・三三六上)を比べると、とくに三寶紀は多くの疑點を含んでゐる

8 佛教大辭典三九七二頁

9 佛書解説大辭典第七卷四七七頁以下

- 10 大正五五・六二九中、九六三上
佛書解説大辭典第七卷四八六頁、二一三頁
- 11 〃 第三卷四二九頁
- 12 眞田有美「悲華經について」(日本佛教學會年報第二十一號)
- 13 「大乘戒經の研究」四一五頁
- 14 S・三一五(六世紀末)二二〇一(五世紀)三九六七(七世紀初)四一六二(六〇四年)四五七〇(六〇四年)四五七九(七世紀初)五三三二(七世紀前半)五三五四(六世紀後半)六六〇〇(七世紀前半)Ch七七―13(五世紀初)の十本のうち
すくなくともS・三九六七、五三五四は十卷本で、S・五三五四の卷末には用紙十七張とある
- 15 たとえば四分律行事鈔下三(大正四〇・一三九下)菩薩戒本疏卷二(大正四〇・六一五上)など
- 16 大正二四・二〇一五上
- 17 〃
- 18 西本龍山「四分律比丘戒本講讀」一五頁
- 19 〃
- 20 大正二二・三〇六上 大論卷一三(大正二五・一五八下)も同説
- 21 大正二四・一〇二一中 有受一分戒名一分菩薩乃至二分三分四分十分名具足受戒
- 22 地持經卷五(大正三〇・九一二中―九一三上)善戒經優波離問菩薩受戒法(大正三〇・一〇一四上―中)
- 23 大正五五・一一中
- 24 大正四九・八四上
- 25 十誦律卷四五(大正二三・三二六中)六法壇文と同卷四六(三三一上)比丘尼壇文およびこれをうける。十誦羯磨比丘要用(大正二三・四九七上、四九八上)
- 26 大正四〇・三四中 青齊文宣王撰在家菩薩儀、普照沙門道安開士撰出家菩薩法、普行於世
- 27 S・四六七二 比丘道集寫本
- 28 京都大學人文科學研究所近刊「東方學報」京都第三十四冊 敦煌特集號に發表豫定